

第Ⅷ章 整備事業の年次計画

以下に、整備計画対象地における整備事業及び整備関連事業の年次計画の目安を示す。ただし、公有地化の進捗状況、整備・保存目的調査の実施状況、国庫補助事業の採択状況などにより、適宜スケジュールの見直しを行うものとする。

< 年次計画 >

区分 \ 年度（西暦）		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
(1) 整備基本計画策定	整備の基本計画を作成										
(2) 測量調査	境界確認・用地測量										
(3) 公有地化	指定地等 ^{※5} の公有地化										
(4) 発掘調査	清水エリア調査										
	正倉院エリア調査										
(5) 調査報告書	清水エリア調査報告書										
	正倉院エリア調査報告書										
(6) 清水エリア	基本設計										
	実施設計										
	整備工事										
(7) 正倉院北側エリア	基本設計										
	実施設計										
	整備工事										
(8) 正倉院エリア	基本設計										
	歴史的建造物復元関連協議										
	実施設計										
	整備工事										
(9) ガイダンスエリア	基本設計										
	実施設計										
	建築工事										
	展示設計										
	展示工事										
(10) エリア間連絡路	基本設計										
	実施設計										
	整備工事										
(11) 古墳ひろばエリア	基本設計										
	実施設計										
	整備工事										
(12) 整備工事報告書	史跡公園整備工事報告書作成										

※5 ここである指定地とは主に清水エリア、正倉院エリア、ガイダンスエリアを指す

第Ⅸ章 整備後の維持管理計画

飯田市域の歴史を知る上で貴重なだけでなく、全国的にも貴重な文化財である史跡恒川官衙遺跡について、整備後も良好に維持していくための管理運営に関する基本的な考えを以下に示す。

1 節 維持管理の内容

史跡の維持管理に係る業務は、主に「点検」と「維持的措置」からなる。史跡を良好に維持していくためには、「維持管理」の対象を的確に理解・把握し、「点検」と「維持的措置」を適切に実施していく必要がある。

「維持管理」の対象は、「史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素」、「史跡指定地において史跡の保護に有効な諸要素」、「公開・活用のために設置した諸施設」の3つに分けることができる。以下に維持管理対象ごとに維持的措置の内容を整理する。

(1) 史跡の本質的価値を構成する枢要の諸要素

史跡恒川官衙遺跡の場合、主に地下に保存されている郡衙関係の遺構・遺物がこれにあたるが、遺構の遺存している地形環境、恒川清水の石垣による区画についても枢要な要素に含まれる。

現状変更等の有無の確認や遺構の保存状態を良好に保つ措置が適切に行われているかなどの点検や、指定地の清掃・除草などの日常的な維持的措置が基本となる。



維持管理作業（除草作業）

(2) 史跡指定地において史跡の保護に有効な諸要素

史跡の標識・説明板、正倉や区画溝などの遺構表示施設、園路・舗装・修景植栽がこれにあたる。施設などに破損その他異常がないか、劣化などによる管理上・安全上の問題が発生していないかなどの点検を行い、破損・劣化などがあった場合は補修などを行う。また、地被植物・修景樹木については、養生・育成管理などを行う。

(3) 公開・活用のために設置した諸施設

四阿・ベンチ・照明施設などの便益施設やガイダンス施設がこれにあたる。施設などに破損等がないか点検などを行い、破損・不具合があった場合は補修などを行う。また、ガイダンス施設にあっては、施設の保守点検や維持管理に必要な消耗品の補充・交換、新たな調査研究成果を踏まえた展示の更新などを行う。

2節 維持管理体制

(1) 地域と行政との連携・協働

史跡恒川官衙遺跡とその周辺には、各時代の多様性に富む歴史・文化資産が数多く保存活用されている。これらは、当地域の自然・文化・歴史を体感でき、ふるさとへの愛着と誇りを育むことができる貴重な財産でもある。それらについて座光寺地域や関係機関と共通理解をさらに深め、地域と行政が連携・協働して、維持管理及び活用を推進する。

現状変更等への対応、災害時の応急対応及び復旧、施設などの維持補修については、飯田市教育委員会が主体となって行う。また、史跡整備事業の実施期間中やそれ以前の期間は、公有地化した指定地が長期間にわたり放置されることのないよう適切な維持管理に努める。

整備後の日常的な維持管理業務については、指定管理者制度の導入も含め地域住民と行政との役割分担など連携・協働のあり方を検討する。



史跡恒川官衙遺跡について理解を促す取り組み（学習会など）

(2) 行政諸機関との連携

史跡恒川官衙遺跡の維持管理にあたっては、文化庁や長野県教育委員会の指導のもと適切に行う。また、必要に応じ市役所内の関係部課との連携・調整を行う。

第X章 整備過程及び整備後の課題

第V章に示した史跡恒川官衙遺跡整備をめぐる現状と課題などを踏まえ、整備過程及び整備後の課題を改めて整理する。

1 節 未整備の指定地の取り扱い

本整備基本計画における整備事業や公有地化など関連事業の推進計画は第VIII章で示したとおりであるが、正倉院北側エリアなど今次計画では整備事業の実施範囲としていない指定地については、次のように取り扱っていくことが求められる。

発掘調査により地下の遺構の状況を把握できている地区については、住民の理解と協力を得ながら、当面の間は現状の土地利用のまま地下遺構の保全に万全を期す。そして、現状変更等や各種開発行為などにあたっては、地下遺構の保存や将来の史跡の整備活用に悪影響を及ぼさないよう対処する。

未調査地については、現状変更等や各種開発行為などの内容により、事前に保存目的調査または立会調査を実施して遺構の把握を行う。

その他、郡衙域に含まれると想定される指定地の近接地及び今後の発掘調査などにより指定地と同等の価値を有すると判断された新たな場所については、まず追加指定に向けた条件整備を進める。

そして、これらの成果を踏まえ、段階的に公有地化を進め、その進捗状況に応じて新たな整備計画を策定するなどして、整備を進める必要がある。

2 節 地域との協働による保存活用

本史跡整備事業の基本理念を実現し、史跡恒川官衙遺跡を人づくり・地域づくりの資源として引き続き活用していくうえで、地域住民の理解・参画は不可欠である。

今後も、史跡恒川官衙遺跡が国民共有の財産であり、市民、地域住民にとっても重要な価値を有するものであることを周知し、教育委員会と座光寺地域の住民組織などが連携・協働して、史跡の価値や保存活用の重要性について共通認識を広げ深める取り組みを行う必要がある。

また、情報発信や学習活動、史跡をテーマとしたイベント事業などを継続的・積極的に行っていくことが求められる。



発掘調査の状況や成果などを周知する
情報紙「恒川 NEWS」

3 節 リニア関連事業等への対応

2027年に開通予定のリニア中央新幹線では、史跡恒川官衙遺跡の南西方約1.5kmの上郷地域の一角に長野県駅が設置される計画である。これにより、当該地域では周辺地域の整備事業及びリニア駅へのアクセス道路の整備事業など諸開発が見込まれ、その影響で史跡恒川官衙遺跡の近接地においても、公共事業や民間開発などの事業展開が予想される。このため、関係機関との情報交換・連絡会議などを密にし、開発と恒川遺跡群の保存との調整が円滑に進められるようにする必要がある。

また、特にリニア開通後は、道路整備の状況や民間開発の展開などにより史跡恒川官衙遺跡にアクセスする経路や交通手段が、現時点で想定するものとは異なってくる可能性もある。そうした諸事業や史跡恒川官衙遺跡への来訪者の動向などを随時把握し、諸般の変化に適切に対応した史跡の利活用を進めていくことが求められる。

4 節 周辺地域の景観の保全

今後、リニア中央新幹線開通に伴う諸開発や農業後継者不足による農地の荒廃などにより、周辺地域の良好な景観を形成する果樹園などの農村景観へ悪影響が及ぶことが懸念される。周辺地域の景観や多様な歴史・文化資産も史跡恒川官衙遺跡の個性や特性を知る上で重要な要素となっていることを再認識するとともに、合わせて農村景観を構成する諸要素が良好な環境形成や防災などにも重要な役割を果たしていることをも考慮し、地域住民の理解と協力を得ながら都市計画法・景観法などの土地利用関係法令及び飯田市総合的土地利用計画をより実効性のあるものとし、関係部課や地域と連携しつつ、景観誘導などの措置を着実に進めていく必要がある。

史跡恒川官衙遺跡整備基本計画

2018年3月28日 発行

編集・発行 長野県飯田市大久保町 2534 番地

飯 田 市 教 育 委 員 会

印 刷 有 限 会 社 飯 田 写 真 印 刷
